

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 計量器の定期検査を実施する件 四六
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があつた件 四六
- 採石業務管理者試験を実施する件 四六
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 四六
- 一般競争入札を行う件 四六

## 告 示

**福島県告示第四百八十七号**  
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
 平成二十八年八月二日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査  
 福島県知事 内 堀 雅 雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
岩瀬郡天栄村	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおも	九月六日 午前一時から 午前二時三〇分まで	天栄村湯本体育館
同			天栄村体育館

須賀川市	岩瀬郡鏡石町	須賀川市
------	--------	------

り

午後二時から 午後四時まで	九月七日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	長沼保健センター
同 午後二時から 午後四時まで	同 午後二時から 午後四時まで	岩瀬農村環境改善センター
九月八日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	鏡石町役場	
九月一三日 午前一〇時三〇分から 午前一二時三〇分まで	仁井田公民館	
同 午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで	大東公民館	
九月一四日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	須賀川市産業会館	
九月一五日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同	

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	九月一六日 午前一〇時三〇分 から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同
		九月二〇日から一〇月一四日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定所

検査区域 須賀川市、岩瀬郡鏡石町及び同郡天栄村	対象となる特定計量器 非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日 十一月七日から十二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
----------------------------	------------------------------	--

（計量検定所）

福島県告示第四百八十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十八年八月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称	住所又は所在地	貸借権の設定等を受ける者	貸借権の設定等を受ける土地	認可申請年月日

公 告

（農業担い手課）

武田 哲也	耶麻郡猪苗代町大字三郷字下太子堂三三四一三	耶麻郡猪苗代町大字若宮字村南西内一四三十三ほか十四筆	平成二十八年七月八日
農事組合法人ふぁーむ・しどけ	南相馬市原町区雫字京塚沢七五一一	南相馬市一時利用地原町東三三九ほか二百三十二筆	同
株式会社南相グリーンファーム	南相馬市原町区高見町一丁目二五五一一	南相馬市一時利用地原町東一〇一ほか百四筆	同
上野 敬幸	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上八二	南相馬市一時利用地原町東二四一一ほか四十五筆	同
上野 雅之	南相馬市原町区萱浜字一本松三一	南相馬市一時利用地原町東三三四ほか十一筆	同
八津尾 初夫	南相馬市原町区萱浜字六貫山四六一三	南相馬市一時利用地原町東一三七ほか三十九筆	同
堀川 祐一	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上二二	南相馬市一時利用地原町東二〇九一ほか二十八筆	同
株式会社タイヘイファーム	南相馬市原町区上洪佐字原田三〇一一	南相馬市一時利用地原町東五八ほか三十五筆	同
農事組合法人うきた夢ファーム	南相馬市鹿島区浮田字鶴喰三四	南相馬市鹿島区浮田字上浮田六二ほか百九十三筆	同

公告第二百九号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、第四十五回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験日時

平成二十八年十月十四日(金) 午前十時から正午まで

二 試験の場所

郡山ユラックス熱海大会議室(郡山市熱海町熱海二丁目百四十八―二)

三 受験願書の提出期間

平成二十八年八月二日(火)から同年九月九日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの通信日付印のあるものを有効とする。

四 受験願書の提出先

最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。

五 受験手数料

八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと)。

六 その他

試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は各福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、宛先明記の八十二円切手を貼った返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

(企業立地課)

公告第二百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十八年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

愛谷堰土地改良区

退任した役員

氏名

住所

理事 木田 幸男

同 藁谷 卓治

同 鈴木 喜三郎

同 箱崎 博光

同 箱崎 健

いわき市平下大越字川和久九〇番地

市平下高久字前ノ内七七番地

市平藤間字林一一番地の二

市平菅波字腰巻四七番地

市平山崎字明シ内一二七番地

監事 木田 隆一 同 市平下大越字北横手五番地の三

同 穴野 正秋 同 市平下高久字清水二四番地

就任した役員

氏名

住所

理事 箱崎 博光

同 高木 長吉

同 青木 喜三郎

同 箱崎 哲夫

同 大和田 正人

同 渡邊 喜男

同 坂本 克美

いわき市平菅波字腰巻四七番地

市平下大越字北菅野一二番地

市平藤間字松原七番地

市平下高久字原四九番地

市平菅波字東作一一八番地

市平藤間字松原一二八番地

市平下高久字大平五番地の四

(農村計画課)

## 公告第211号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年8月2日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 内視鏡装置 2式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年11月22日（火）
- (4) 納入場所 ふくしま医療機器開発支援センター

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年9月1日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年8月2日（火）から同年9月1日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年8月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年8月18日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年9月14日（水）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年9月13日（火）午後5時までに必着のこと。）

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Endoscopic device 2 sets
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 14 September 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 13 September 2016
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)